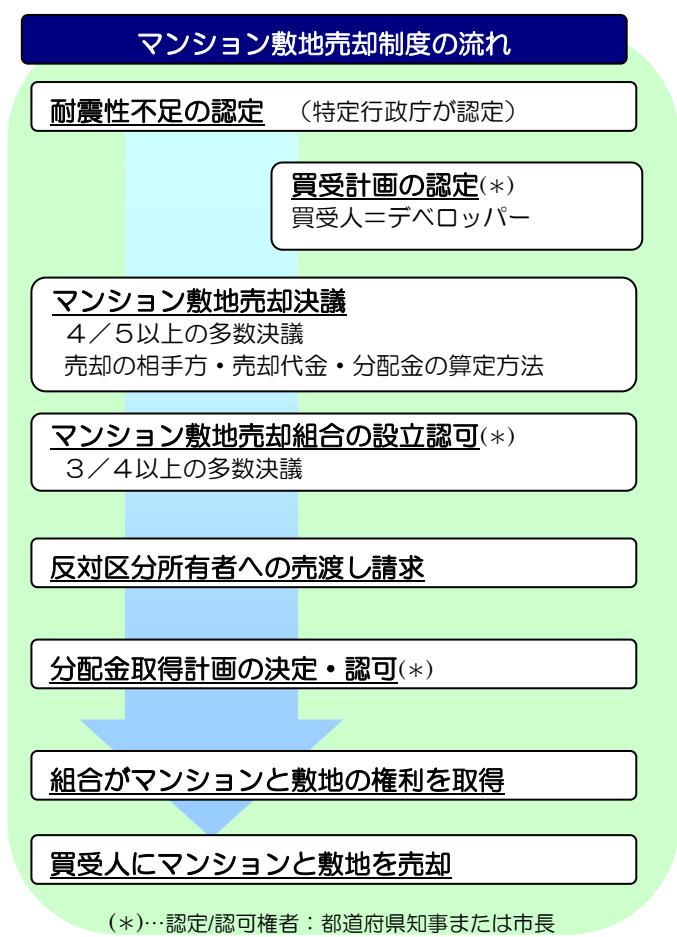


# マンション管理士吉田総合事務所通信

2014年(平成26年)3月25日  
第00035号(隔月発行)

編集／発行者： 吉田総合事務所  
住所：千葉県柏市豊四季255-5-509  
電話：04-7100-2025  
URL: <http://www.mankan-bujiikan.com>

# 建て替えには容積率緩和



国土交通省は、マンション建て替え円滑化法を改正し、耐震性不足マンションを対象に特定行政庁の認定を経て、管理組合が5分の4以上の多数決決議で建物と敷地を一括売却できるようとする。

決議前に「買い受け計画」を都道府県知事または市長が認定する仕組みも用意し、行政の認定を前提とした売却決議となる。建て替えに对しては容積率の緩和特例を行う。この改正法案は2月28日に閣議決定

された。ポイントはマンション敷地売却制度創設と容積率の緩和特例。どちらも対象は自治体が認定する「耐震性不足マンション」。多數決決議で建物と敷地を売却し、区分所有関係が解消できるようにする。

# 担保権者に物上代位 区分所有者への売却代金 敷地売却 制度

国交省

口座解約し  
1000万円着服

東埼玉

## 横領容疑で元理事長逮捕

埼玉県警東松山署は2月6日、マンション管理組合の修繕積立金を横領したとして、東松山市の会社役員竹内輝義容疑者を横領容疑で逮捕したと発表した。同容疑者は居住するマンションの管理組合理事長だった2012年12月3日、管理組合の口座から約1000万円を横領した疑い。「正当な役員報酬だ」と容疑を否認しているという。手口は、同署によると、印鑑は同容疑者、通帳は都内の管理会社が保管していたが、解約手続きを行ったが、預金を引き出したといふ。解約には通帳が必要だが、紛失を装つて再発行の手續を行った後で解約した。

同署によれば、理事会は役員3人と幹事一人で構成。輪番制の一年任期で役員報酬は年4万円だったが、同容疑者が理事長に就任してから年6万円に増額された。この報酬以外に「向こう5年間役員をする報酬を先にもらう」などとして、掲示板に異議・申立てがなれば承認されたとみなすとした書類を張つていたが、管理組合は承認していないという。

管理会社の担当者が記帳の際に口座が解約されていることが分かり発覚した。管理組合は昨年2月に同容疑者の理事長職を解任し、同3月に同署に被害届を出していた。(マンション管理新聞第931号より)

区分所有者は新築物への再入居または住み替えが可能。円滑な住み替えを支援するため、買い受け人が申請する除却や代替住居の提供・あつせん等を内容とする買い受け計画を都道府県知事等が認定する。

建て替えにおける容積率緩和では認定マンションに限り、容積率既存不適格でも緩和でける特例制度を新たに設ける。緩和の程度の幅は示していない。(マンション管理新規第929号より)

都市部でマンション駐車場の外部貸しが増えている。2012年2月に国税庁が外部貸しに対する課税見解を示したことで、管理組合が空き駐車場区間を安心して貸せるようになり、駐車場運営会社がサブリース（一括借り上げ）でニーズに応えている。管理組合はサブリースでどの程度収益を得て、税金を支払うことになるのか。従来管理組合にとって外部貸しは覚悟が必要だが、国税庁の見解で課税方法が整理された。ポイントは区分所有者の優先条件が設定されていれば、外部貸ししても貸し出し区画のみを収益事業とし、課税対象とする点がはつきりしたこと。

国土交通政策研究室が実施した「マンションと地域の具体的な方策に関する調査」の中から、地域防災力の強化に向けた方針を紹介します。

### 地域防災力

マンションと地域が連携した「地域防災」の取り組みについて、必要と考える管理組合は93・1%に上る。一方その課題では、マンションと地域のコミュニケーションケーションが不足(81・4%)がある。

突出し、「管理組合の機能不全」「マンション防災施設等の不備」「防災に関する財源不足」が続く。

「機能不全」の理由は①組合員の減少62・8%②組合員の高齢化46・5%③理事会の形骸化26・7%としている。

地域と連携して取り組んでいるマンションの事例では防災訓練の共同実施(41・3%)、防災に関する情報共有(34・7%)など、ソフト面が上位を占め

災協定など連携強化の提案は、管理組合に未提案の会社が70・6%。提案している場合、内容は①防災に関する情報共有49・2%、②共同防災訓練46・0%、③緊急時の連絡体制構築41・3%と、ソフト4面中3面だ。

い。地域防災強化に必要な行政支援でに蓄への支援72・5%②防災資機材の配備調達への支援61・9%③共同支援61・9%③共同防災訓練への支援58・3%の順。マシヨンと地域と

形成を「公的な支援が必要」など20以上の方々が紹介されている。

# 「ガイドライン」求める声も 必要な行政支援 国土交通政策研 地域防災力 強化で調査

するため、管理組合は台数に応じた一定金額の使用料収入が保証され、トラブル対応も任

せられる。また同社では税理士も紹介し「収入・運営・申告の面で管理組合の不安が解消

# サブリースで借用料保証

日本駐車場開発

される」としてい  
る。区分所有者の優  
先条件の規定では  
通知後三ヶ月以内  
に明け渡しが出来  
る様に契約で明記。  
管理組合は駐車  
場の外部貸しを認  
める管理規約が必  
要になるため、問合  
せから運用開始に  
至るまで「早くて半  
年は掛かる」として

いる。  
実際、どのくらいの  
収入が見込めるのか  
都内で約20棟のマ  
ンションと契約する  
同社だが、東京品川の  
マンションの事例で  
は、機械式駐車場74  
台中、空き15台分を  
一括借り上げとし、保  
証賃料は1台当たり1  
万2000円に設定。  
年間216万円が管  
理組合の収入となる。  
号より)

メンテナンス費用  
等を控除した課税  
所得は150万円。  
法人税・市民税・事  
業税の総額は42万  
7000円。ざつく  
り課税所得の3分  
の2、約100万円  
は黒字として残り、  
今後の修繕積立金  
に役立てられる計  
算が立つ。(マンショ  
ン管理新聞 第932

編集後記

情報システムは企業活動だけでなく広く市民生活にも浸透し、私たちの生活にとっては無くてはならないものになっています。マンション管理においてもこの情報システムが活用されていますが、管理組合理事会活動、委員会活動にもこれを上手く活用して組合活動の活性化を図っているマンションが増えて来ています。管理に無関心な管理組合こそ、マンション管理運営に役立つ情報システムを導入（管理組合のホームページ上で各種の情報を提供、掲示版を活用して役員同士の意見を交換する等）の検討が必要と言えます。（吉田）